

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月8日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530073

研究課題名（和文） 証券振替決済システムの基礎理論に関する研究

研究課題名（英文） Fundamental Theories of Securities Account Systems

研究代表者

コーエンズ 久美子（KOENS KUMIKO）

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：00375312

研究成果の概要（和文）：証券振替決済システムにおける口座記録は、従来、口座保有者が口座記録としての証券を所持することを表すという発想で法的な枠組みが構築されている。しかしこれによっては、振替決済システム全体を整合的に説明できない部分があることに照らし、技術的には同じ仕組みを利用している預金口座も含め、「口座振替システム」につき統一的なルールを模索することとした。口座記録は、証券等金融資産の「帰属のみ」を表すものとし、口座保有者が有する権利の内容は、口座保有者と口座管理機関との関係によるというアプローチが有意義であることを明らかにした。そして、その法的関係について「委任」、「信託」の理論を基礎に検討した。

研究成果の概要（英文）：The rules for securities accounts and deposit accounts can be remodelled to unify accounts rules. In order to do so, this paper will clarify the relationship of account-holders and intermediaries utilising delegation and trust theories.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：証券決済、口座振替、信託

## 1. 研究開始当初の背景

階層型の証券口座振替システムにおける口座保有者の権利は、実質的にはペーパーレス以前の有体物としての証券が存在している状況と同様であるべきとして、各国において既存の法の解釈、立法が進められて来た。わが国の「社債、株式等の振替に関する法律」は、最下層の口座保有者が直接発行会社に対して株式、社債等を保有するという法律構成

を取っている。従来の法律構成を踏襲しているため、口座記録により帰属が決定する権利の内容については特別な規定はない。他方、アメリカ統一商法典第8編に見られるように、口座保有者はその口座を管理する口座管理機関とのみ法的関係を有するとして、口座記録によって帰属する権利の内容を口座管理機関に対する「債権」「請求権」として構成するものもある。これは、特定の口座保有者の口座は特定の口座管理機関のみによっ

て管理されているという口座振替システムの実態に即して法律構成を整理したものと捉えられる。口座保有者の権利が、口座管理機関に対する「債権」として構成されていることから、わが国における資金決済の法律構成に類似するとされている。

このように口座保有者の権利内容および権利行使の側面に着目すると、二つの法律構成が併存している状況にあるが、間接保有証券に関するユニドロワ条約策定作業においても認識されていたように、いかなる法律構成を取ろうとも、実質的に口座保有者は有体物である証券を有している状況と同様の権利を有することから、どちらかに統一するという動きはない。このことは視点を変えれば、口座振替システムとは、口座記録の意義として口座保有者の権利内容としては多様なものがあり得るものの、口座記録の存在により、そうした権利が口座保有者に帰属することを表すシステムである、と統一的に捉えることができる。とすると問題となるのは、口座記録の存在により一義的には口座保有者に当該口座記録が表す権利が帰属することになるが、譲渡や担保の設定に瑕疵があった場合等、その帰属を修正する必要がある場合、いかなるルールに基づいて行うかということである。

わが国においては先に述べたとおり、口座保有者の権利が物権であるか、債権であるかにより、システム全体の法律構成が確定されるという発想からこうした問題を解決してきている。しかし、超過記録の取扱い、誤振込み・誤振替えの際の修正など、これまでの発想では体系的な理由付けが困難な場面がある。さらには証券はモノとして、預金は金銭として異なる取扱いをしてきたことが、公正かつ公平であるかも検証に値する。前述のように、口座振替システムを統一的に捉え、利害関係人の法的地位、当事者間の権利・義務関係の分析から口座振替システムのルール、その設計のあり方を大局的な視点から再検討する必要があると思われる。

## 2. 研究の目的

本研究は、証券口座と銀行口座の類似性に照らし口座振替システムとしての共通の技術構造に着目し、口座振替システムの統一的なルールを模索することを目的とする。それは、従来の口座記録が証券（モノ）あるいは金銭を所持していることを表す、という発想ではなく、口座記録としての証券、金銭等に対する各利害関係人の権利内容、それぞれの法的地位を明らかにし、帰属確定ルールの基礎としようとするものである。すなわち口座保有者、口座管理機関、返還請求者、口座保有者の担保権者・一般債権者といった口座振

替システムにおける利害関係人の当該口座記録が表す証券等に対する権利を、一定のルールの下で序列化することを意味する。とりわけ、口座管理機関と口座保有者の関係については、わが国の「委任」のみならず、口座管理機関が口座記録としての金融資産を預かることから「信託」の理論が重要な分析の対象となる。

つまり証券については、従来、有体物である証券に対する物権を軸に法律構成が展開されていたが、口座管理機関と口座保有者の関係として整理し直す。口座記録としての証券を口座管理機関はあくまでも口座保有者のものとして管理することに照らせば、口座管理機関の破綻から隔離されている必要がある。このことから両当事者の関係を分析するには、信託からの示唆が大きいと思われる。

他方、預金については、預金者（口座保有者）が銀行等（口座管理機関）に対して債権を有しているという関係を軸に法律構成が展開されている。それゆえ、誤振込みの際の返還請求権も「債権」と捉えられ、誤振込みの受領者の一般債権者と誤振込人は同等の権利を有するとされている。これについては、「金銭のドグマ」「騙取金の返還請求」といったこれまでの議論を参照しつつ、新たな視点として擬制信託の問題として解決する英米法の取扱いを見てみる。

またわが国の現行法上、証券に対する担保設定は質権口座への記録によってのみ認められている。比較法的には、口座管理機関と担保設定者、担保権者の3者合意（コントロール契約）により担保権の設定を認める制度もある。この方法によれば、口座自体の担保化も可能である。わが国においても預金口座の担保化については一定の議論の蓄積があるが、「預金」を軸にした展開となっている。担保制度についても利害関係人の権利関係を基礎に分析を試みる。

## 3. 研究の方法

### (1) 資料収集および分析

#### ① 信託法理の検討

口座管理機関が口座保有者の口座記録としての証券等、金融資産を預かり管理することから、「委任」に加え「信託」法理の検討から多くの示唆を得ることができると思われる。さらに英米法においては、誤振込みの場面で擬制信託の理論により誤振込人の返還請求権を物権的（優先的）なものとして取り扱っている。わが国において誤振込の事案については、金融機関による相殺等を含めて預金の帰属について、さらに議論を深める必要があり、擬制信託の理論は示唆的である。

さらに信託については、「忠実義務」「利益

の吐き出し」など、信託理論全般についての検討を通して、口座管理機関の権利・義務を総合的に考察することとした。

## ② 証券・預金・口座の担保化の検討

アメリカ統一商法典第8編が規定する口座管理機関と担保設定者（口座保有者）、担保権者の3者合意による担保権の設定について検討した。判例の分析を通して、このような合意の内容を具体的に挙げることを試みた。同時に、銀行等（口座管理機関）が担保権者である場合、わが国における銀行による相殺の議論と比較、分析した。

さらにこれらを踏まえ、わが国における預金口座の担保化について再検討した。

### (2) 研究解答における報告・質疑応答

資料の分析から検討した結果を研究解答で報告し、質疑応答を通してその検証を行うと同時にさらなる問題の所在を明らかにし、今後の理論展開の方向性を探った。

加えて、日銀、全銀協、金融機関等の実務家および金融取引を専門とする弁護士の方々に聞き取りをし、実務の取扱いを踏まえた理論のあり方を検討した。

## 4. 研究成果

(1) 資金の過誤払いの事案について英米法においては、擬制信託の法理により解決が図られている。法体系の異なるわが国において、擬制信託を直接、理論的根拠とすることは困難であるが、擬制信託という法技術の枠組みを外し、返還請求者と被誤振込人の一般債権者の対象財産（預金）に対する権利内容の相違という視点から、事案の分析を試み、口座振替システムに関するルール設計の論拠として組み立て直した。被誤振込人に対する返還請求権も被誤振込人の一般債権者の権利も「債権」とされ、わが国においては同等に扱われるのが判例であるが、これらの請求権は原因関係の瑕疵・不存在と支払い（支払システム）の瑕疵に区別することが可能である。とすると、後者については優先的な返還請求権を与えるルールが正当化されるのではないかという結論を提示した。

(2) 預金および証券の担保法制について検討を進めた。とりわけアメリカ統一商法典第8編やユニドロワ条約における「コントロール契約」（口座保有者、口座管理機関、担保権者の三面契約）に基づく担保権の設定という方法により、口座自体の担保化が可能となり、また担保権者変更の場面においても適切な対応が可能となる。

しかしながら「社債、株式の振替に関する法律」は、そもそも従来のモノとしての「証

券」とほぼ同様の法律構成を取っており、コントロール契約により質権に機能的に相当する担保の設定という制度を想定していない。

他方、預金口座については口座自体の担保化に関し実務の有用性が認められており、またその分析も進められてきた。その中では、預金が担保の目的としての特定性を備えているか、公示、対抗要件などについて議論が蓄積されてきている。しかし、コントロール契約に相当する金融機関と預金者、担保権者の関係については、実務の取扱いについての検討は進んでいるもののより包括的な法的関係の分析が途上にある。

こうした問題意識のもと、コントロール契約については比較法的な検討が必須であることに照らし、制定法上条文規定を有するアメリカ法からの示唆を得るべく文献の収集、分析を行った。また証券決済について特定の制定法を持たないイングランド法の取扱いを見た。

(3) コントロール契約の具体的内容を含めて、口座管理機関と口座保有者の法的関係を包括的に分析する必要がある。とりわけ口座管理機関の善管注意義務、忠実義務、損害賠償の範囲（利益の吐き出しなど）について、信託法理の寄り広範な分析が必要と思われる。現在、その作業を進めているところである。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

① コーエンズ久美子、【判例評釈】会社分割に係る新設会社が分割に伴う承継の対象とされなかった分割会社の債務について責任を負わないとされた事例、山形大学法政論叢、53号、1頁21頁、(2012年)、査読有

② コーエンズ久美子、【判例評釈】会社の代表取締役が事実上主宰する別会社を利用して競業取引を行った場合における同人に対する競業避止義務違反に基づく損害賠償請求において、代表取締役個人およびその家族への報酬合計額の5割を損害と推定するのが相当であるとされた事例、山形大学法政論叢、48号、1頁19頁、(2010年)、査読有

③ コーエンズ久美子、預金の帰属と優先的返還請求権—英米法の信託法理の検討を手がかりとして—、山形大学法政論叢、44/45合併号、1頁42頁、(2009年)、査

読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

コーエンズ 久美子 (KOENS KUMIKO)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：00375312